

印西市国民保護計画

令和6年3月

印 西 市

一目次

第1編 総則	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	3
1 市の責務及び印西市国民保護計画の位置づけ	3
2 計画の構成	3
3 計画の特色	4
4 印西市地域防災計画との関連	4
5 計画の変更	4
第2章 国民保護措置の基本的な方針	5
1 基本的人権の尊重	5
2 国民の権利利益の迅速な救済	5
3 国民に対する情報提供	5
4 関係機関相互の連携協力の確保	5
5 国民の協力	6
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	6
7 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施	6
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	6
第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定	7
1 武力攻撃事態の類型	7
2 緊急対処事態の事態例	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
1 位置・地勢	9
2 気候	9
3 人口分布	9
4 道路	10
5 鉄道	10
6 印西市における留意すべき特徴	10
第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第2編 平素からの備えや予防	17
第1章 組織・体制の整備	19
第1 市における組織・体制の整備	19
1 市の各部課等における平素の業務	19
2 市職員の参集基準等	21
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	22
4 市の組織の整備等	23
5 消防機関の体制	23
第2 関係機関との連携体制の整備	24
1 基本的考え方	24
2 県との連携	24

3	近接市町との連携	24
4	指定公共機関等との連携	25
5	ボランティア団体等に対する支援	26
第3	通信の確保	27
1	非常通信体制の整備	27
2	非常通信体制の確保	27
第4	情報収集・提供等の体制整備	28
1	基本的考え方	28
2	警報等の伝達に必要な準備	29
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第5	研修及び訓練	32
1	研修	32
2	訓練	32
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	34
1	避難に関する基礎的事項	34
2	避難実施要領のパターンの作成	35
3	救援に関する基礎的事項	36
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	36
5	避難施設の指定への協力	36
第3章	生活関連等施設の把握等	37
1	生活関連等施設の把握等	37
2	市が管理する公共施設等における警戒	37
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	38
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	39
第5章	要配慮者等の支援体制の整備	40
1	要配慮者に関する配慮	40
2	社会福祉施設等における備え	40
3	児童・生徒等の避難時の配慮	40
4	外国人に対しての配慮	40
第6章	国民保護に関する理解の促進と啓発	41
1	国民保護措置に関する理解の促進	41
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	41
第3編	武力攻撃事態等への対処	43
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	45
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	45
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
第2章	市対策本部の設置等	48
1	市対策本部の設置	48
2	通信の確保	59
第3章	関係機関相互の連携	60

1	国・県の対策本部との連携	60
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	60
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	61
4	他の市区町村長等に対する応援の要求、事務の委託	61
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	62
6	市の行う応援等	62
7	ボランティア団体等に対する支援等	62
8	住民への協力要請	63
第4章	警報及び避難の指示等	64
第1	警報の伝達等	64
1	警報の内容の伝達等	64
2	警報の内容の伝達方法	65
3	緊急通報の伝達及び通知	66
第2	避難住民の誘導等	67
1	避難の指示の通知・伝達	67
2	避難実施要領の策定	68
3	避難住民の誘導	70
4	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	73
第5章	救援	76
1	救援の実施	76
2	関係機関との連携	76
第6章	安否情報の収集・提供	78
1	安否情報の収集	79
2	県に対する報告	79
3	安否情報の照会に対する回答	79
4	日本赤十字社に対する協力	80
第7章	武力攻撃災害への対処	81
第1	武力攻撃災害への対処	81
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	81
2	武力攻撃災害の兆候の通報	81
第2	応急措置等	82
1	退避の指示	82
2	警戒区域の設定	83
3	応急公用負担等	84
4	消防に関する措置等	84
第3	生活関連等施設における災害への対処等	86
1	生活関連等施設の安全確保	86
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	86
第4	NBC攻撃による災害への対処等	87
第8章	被災情報の収集及び報告	90
第9章	保健衛生の確保	91
1	保健対策	91
2	防疫対策	91
3	食品衛生確保対策	91

4	飲料水衛生確保対策	91
5	栄養指導対策	91
6	環境衛生対策	92
第10章	廃棄物の処理	93
1	廃棄物処理の特例	93
2	廃棄物処理対策	93
第11章	遺体の埋葬・火葬	94
1	遺体の埋葬方法	94
2	埋火葬の期間	94
3	埋火葬に関する書類	94
第12章	交通規制	95
1	交通状況の把握	95
2	交通規制の実施協力	95
3	緊急通行車両の確認協力	95
4	交通規制等の周知徹底	95
5	緊急交通路確保等の協力	95
第13章	国民生活の安定に関する措置	97
1	生活関連物資等の価格安定	97
2	避難住民等の生活安定等	97
3	生活基盤等の確保	98
第14章	特殊標章等の交付及び管理	99
第 4 編	復旧等	101
第 1 章	応急の復旧	103
1	基本的考え方	103
2	公共的施設の応急の復旧	103
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	104
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	105
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	105
2	損失補償及び損害補償	105
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	105
4	他の市区町村等の応援を受けた場合の費用の支弁	105
第 5 編	緊急対処事態への対処	107
第 1 章	緊急対処事態	109
第 1	基本的考え方	109
第 2	事態想定ごとの被害概要	110
1	攻撃対象施設等による分類	110
2	攻撃手段による分類	110
第 3	平素からの備え	112
1	関係機関によるネットワーク等の構築と活用	112
2	市が管理する公共施設における警戒	112
3	対処マニュアル等の整備及び留意点	112

第2章	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	113
第3章	関係機関相互の連携と主な役割	114
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割	114
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割	116

第 1 編 総則

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び印西市国民保護計画の位置づけ

（根拠・参照法令：国民保護法第3条、第35条）

（1）市の責務

市は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、印西市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）、緊急対処事態における国民保護措置に準じた措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

（2）市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

（3）市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 計画の特色

(1) 印西市の実情・特性にあった計画

印西市は、千葉ニュータウン等複数の市街地とこれを囲む農地・農業集落の分布する田園地帯からなる、市街地と田園地帯が共存する地域であり、首都東京・筑波研究学園都市（茨城県）・成田国際空港（成田市）・幕張新都心（千葉市）方面を連結する幹線道路の交差部に位置していることや、また、東京都心部等市外への通勤・通学者が多いこと、千葉ニュータウン地域にはショッピングモールや各種大型店舗など集客施設の立地が進んでいることなどの地域特性がある。この計画はこうした地域特性を踏まえ策定した。

(2) 初動体制を充実

国による事態認定前であっても緊急処理事態が発生した場合の初動対応のため、初動体制の充実・確保を図った。

(3) 避難・救援等の記述を充実

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者をはじめとして、住民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

4 印西市地域防災計画との関連

この計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「印西市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）の内容を参考とした。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急処理事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。

5 計画の変更

（根拠・参照法令：国民保護法第35条、第39条）

(1) 計画の見直しと変更

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、印西市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画策定時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、千葉県知事（以下「知事」という。）に協議し、その同意を得た後、印西市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める住居表示、組織名称、統計数値などの軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置の基本的な方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本的な方針として定める。

1 基本的人権の尊重

(根拠・参照法令：国民保護法第5条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、かつ、公用令書の交付等を、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

(根拠・参照法令：国民保護法第6条)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、市は、これらの手続を担当する部署を定めるなど必要な処理体制を確保するとともに、手続に関連する文書を、印西市行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、市は、武力攻撃災害等による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に保管する等の配慮を払う。

3 国民に対する情報提供

(根拠・参照法令：国民保護法第8条)

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

このため、あらゆる広報手段を活用し、特に高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保

(根拠・参照法令：国民保護法第3条)

市は、国、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と、国民保護措置に関し、国民の保護のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器（以下「NBC」という。）による攻撃（以下「NBC攻撃」という。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

(根拠・参照法令：国民保護法第4条)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることに鑑み、市は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

(根拠・参照法令：国民保護法第7条)

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮及び国際人道法の的確な実施

(根拠・参照法令：国民保護法第9条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などにおいて、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

(根拠・参照法令：国民保護法第22条)

市は、県、市並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市の区域に係る国民保護措置についてその内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型は、県国民保護計画に準じて以下のとおりとする。

1 武力攻撃事態の類型

(根拠・参照法令：国民保護法第2条)

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

【武力攻撃事態の類型】

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態の事態例

(根拠・参照法令：国民保護法第172条)

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態例を参考に以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、市は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

【緊急対処事態の事態例】

分 類	類 型	事 態 例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・危険物貯蔵施設等の爆破
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、駅等の爆破 ・列車等の爆破 ・電力・通信施設等に対する攻撃 ・政治経済活動の中核（庁舎、交通施設、通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。以下同じ。）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

第1編 総則 第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

分 類	類 型	事 態 例
		・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

1 位置・地勢

印西市は、千葉県の北西部、東京都心部から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西部は柏市、我孫子市、白井市に、南部は八千代市、佐倉市、酒々井町に、東部は成田市、栄町に、北部は利根川を挟んで茨城県に接している。

市域は、南東部に印旛沼、北西部に手賀沼、北部には利根川水系の多くの川に囲まれ、標高20～30m程の台地部と湖沼周辺の低地部から構成されている。

台地部は、千葉ニュータウン事業により開発された市街地や山林、畑が広がっており、低地部は、恵まれた水辺環境により豊かな水田地帯が形成され、台地部と低地部の境には、印旛沼や手賀沼などに流れ込む大小の河川の浸食作用によって枝状に形成された下総台地特有の谷津が広がり、里山と呼ばれる地域景観が見られる。

また、調整池や湧水なども多数点在しており、県内でも豊かな水資源を持つ地域である。

2 気候

印西市の気候は、概ね温暖である。平成15年から平成24年までの年平均気温は14.4～15.5℃、年間降水量は1,248.5～1,844.5mm（平成15年～24年：印西市統計書データいんざい2022）、風向は冬に北西の風、夏に南西の風が多く吹く傾向にある。

3 人口分布

印西市の人口は、昭和50年代には2万人未満であったが、令和5年1月には11万人を超え、令和5年7月末現在で110,762人（住民基本台帳）と、印西市、印旛村及び本埜村の合併時（平成22年3月末現在：88,998人）よりも21,764人（24%）増加しており、人口は未だ増加傾向にある。

主な人口増加要因は、千葉ニュータウン事業等の宅地開発によるものである。旧印西市においては昭和59年の千葉ニュータウン中央駅圏の「木刈・内野地区」などへの入居、旧本埜村においては平成9年の印西牧の原駅圏の「滝野地区」への入居、旧印旛村においては平成12年の印旛日本医大駅圏の「いには野地区」への入居が人口増の起点となっている。

年齢構成比の推移では、この20年間で65歳以上の高齢者人口は一貫して増加しており、高齢化率は23.8%（千葉県HP：令和5年4月1日現在）となっている。一方で、年少人口（0～14歳）はやや減少しているが、平成20年頃を境に増加傾向に転じ、年少人口割合は16.7%（千葉県HP：令和5年4月1日現在）と千葉県下で最も高い。また、生産年齢人口（15～64歳）は平成20年頃を境に減少傾向に転じ、生産年齢人口割合は59.5%（千葉県HP：令和5年4月1日現在）となっている。

4 道路

国道は市の北部を東西に一般国道356号が横断、市の中心部を北総鉄道に沿って東西に一般国道464号が横断している。

主要地方道は市川印西線、千葉竜ヶ崎線、千葉臼井印西線、佐倉印西線、船橋印西線、鎌ヶ谷本埜線の6路線、一般県道は印西印旛線、柏印西線、千葉ニュータウン北環状線、千葉ニュータウン南環状線、八千代宗像線の5路線が周辺都市や市内を結んでいる。

交通量は増加傾向にあり、特に一般国道464号、主要地方道市川印西線、主要地方道千葉竜ヶ崎線で多くなっている。

5 鉄道

市の北部を東西にJR成田線が横断し、市内には木下駅、小林駅がある。また、北総鉄道が市の中央部を東西に横断しており、市内には千葉ニュータウン中央駅、印西牧の原駅及び印旛日本医大駅がある。

平成22年7月には、成田スカイアクセスが開業したことで東京・成田への近接性が増し、利便性の向上が図られた。

乗車人員はJR成田線の木下駅及び小林駅は減少傾向で推移し、北総線の千葉ニュータウン中央駅、印西牧の原駅及び印旛日本医大駅の3駅は、コロナ禍において大幅に減少したものの、長期的には増加傾向で推移している。

6 印西市における留意すべき特徴

印西市において、安全保障上留意すべき事項については、概ね国及び県の示しているとおりであるが、次に掲げる印西市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

① 利根川、手賀沼、印旛沼といった水域に囲まれている地理的特性から次のことに留意すべきである。

ア テロリスト等の潜入、潜伏が容易である。

イ 河川・沼等への毒物等混入が容易である。

② 印西市の社会的特性から次のことに留意すべきである。

ア 東京等への通勤・通学者が多いことから帰宅困難者の発生のおそれがある。

イ 東京・成田国際空港・幕張新都心等を連結する幹線道路の交差部に位置していることから、テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。また、東京や成田国際空港、幕張新都心が攻撃対象となった場合、避難者の流入も考えられる。

ウ ショッピングモールや大規模小売店舗等の大規模集客施設があり、人的被害が大きくなるおそれがある。

エ データセンターや物流倉庫が新たに進出しており、就業者等の人的被害や施設被害の直接的な被害に加え、情報や物流の混乱等の副次的な被害を狙った対象となる可能性がある。

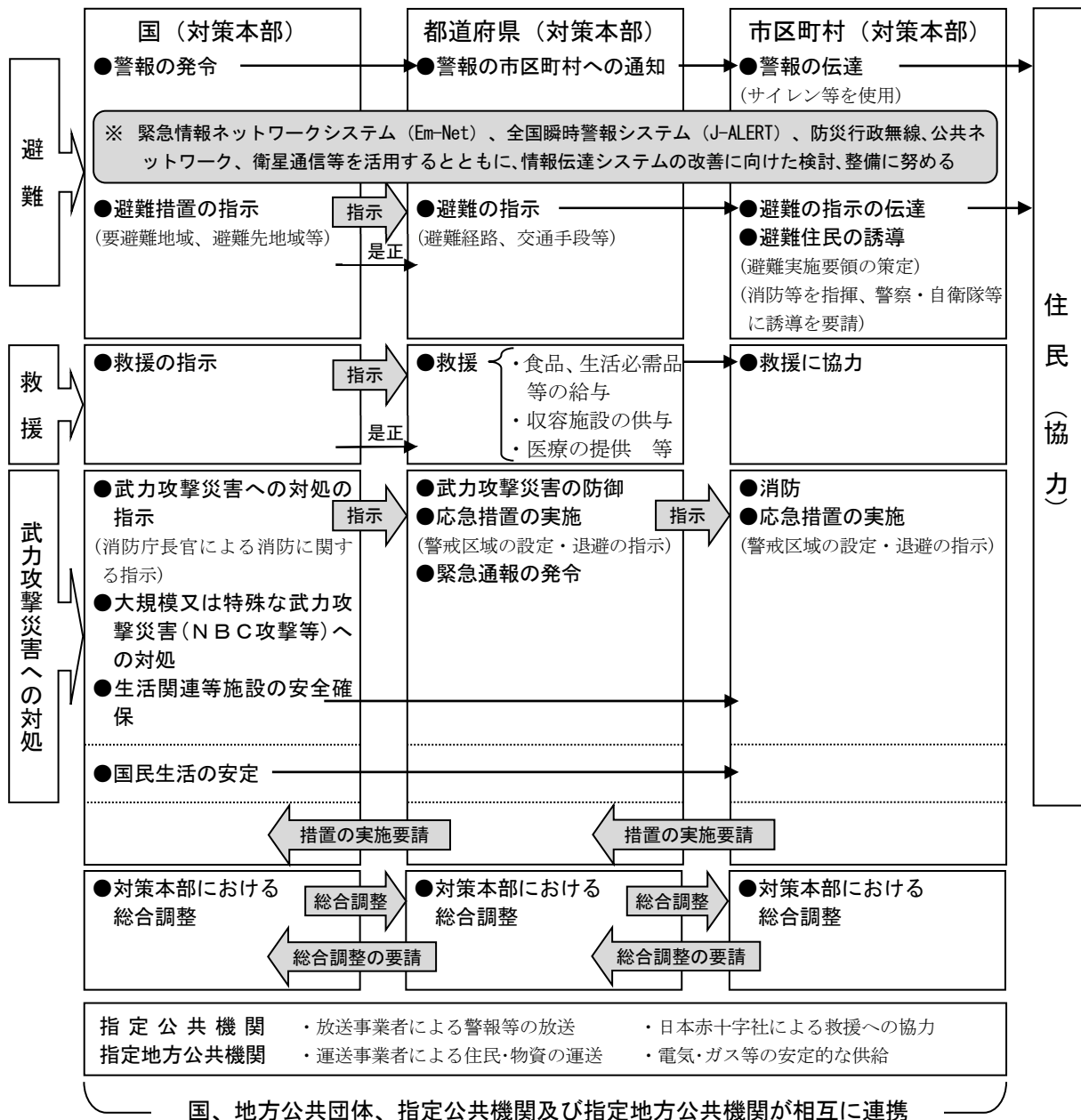
オ 利根川を挟んで茨城県と隣接していることから、避難誘導等に当たって広域的な連携が必要となる。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

(根拠・参照法令：国民保護法第16条、第172条)

【国民の保護に関する措置の仕組み】



第1編 総則 第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、一部事務組合、県及び指定地方行政機関その他関係機関は、概ね次に掲げる業務を処理することとされている。なお、関係機関等の名称及び連絡先等は別途資料編にて整理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【一部事務組合】

機関の名称	事務又は業務の大綱
印西地区消防組合	1 消防 2 被災者の救出及び避難誘導の実施
印西地区環境整備事業組合	1 武力攻撃災害及び緊急対処事態における廃棄物処理の実施 2 武力攻撃災害及び緊急対処事態における火葬の実施
印西地区衛生組合	1 武力攻撃災害及び緊急対処事態におけるし尿処理の実施
長門川水道企業団	1 水道施設の管理 2 応急給水等の実施 3 武力攻撃災害及び緊急対処事態における防災活動の実施 4 水の安定的な供給
印旛郡市広域市町村圏事務組合	1 水道施設の管理の実施 2 武力攻撃災害及び緊急対処事態における防災活動の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援 2 農業用ダム等の安全確保 3 NBC攻撃等による汚染農産物の安全確認 4 家畜保護による配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産業関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策

第1編 総則 第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東地方整備局 利根川下流河川事務所 千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

【原子力規制委員会】

機関の名称	事務又は業務の大綱
原子力規制委員会	1 原子力事業者及び地方公共団体が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言に関すること 2 その他原子力災害の発生又は拡大の防止に関する事務を総括すること

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

機関の名称	事務又は業務の大綱
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路、空港の管理者	1 道路及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第6条、第41条、第70条、第80条、第81条、第82条、第113条、第115条、第123条、第159条、第160条、第175条)

1 市の各部課等における平素の業務

市の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。なお、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、関係機関とで共有するものとする。

【市の各部課等における主な平素の業務】

部課名	平素の業務
総務部 選挙管理委員会 事務局	・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護計画の見直しに関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・被災情報の収集体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部課間の調整に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・職員の服務、給与に関する事 ・庁舎、市有財産の管理に関する事 ・広報に関する事 ・秘書に関する事 ・消防団活動に関する事 ・その他、総務部内に関する武力攻撃対応体制の整備に関する事 ・その他、各部に属しない武力攻撃対応体制の整備に関する事
企画財政部	・予算に関する事 ・公共交通機関に関する事 ・その他、企画財政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
市民部	・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・支所の管理に関する事 ・遺体の埋火葬申請に関する事 ・その他、市民部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
環境経済部 農業委員会事務局	・廃棄物処理に関する事 ・し尿の処理に関する事 ・がれきの処理に関する事 ・危険物質の保安対策に関する事

部課名	平素の業務
	・ 救援物資に関すること ・ 物資運送体制の整備に関すること ・ 農林水産業施設等の武力攻撃災害対応体制の整備に関すること ・ その他、環境経済部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
福祉部	・ 避難行動要支援者の安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 社会福祉施設に関すること ・ 施設利用者等の安全、避難等に関すること ・ 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ ボランティアの受入れ体制の整備に関すること ・ その他、福祉部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
健康子ども部	・ 保育施設に関すること ・ 施設利用者等の安全、避難等に関すること ・ 要配慮者（乳幼児等）の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ その他、健康子ども部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
都市建設部	・ 道路、橋梁に関すること ・ 河川に関すること ・ 公園施設に関すること ・ 建築物の安全調査に関すること ・ がれきの処理への協力に関すること ・ 道路通行制限に係る体制整備に関すること ・ その他、都市建設部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
上下水道部	・ 水道施設に関すること ・ 下水道施設に関すること ・ 武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること ・ その他、上下水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
教育部	・ 学校及び教育施設に関すること ・ 園児、児童・生徒の安全、避難等に関すること ・ 文化財の保護に関すること ・ 学用品の確保、調達に関すること ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ その他、教育部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
議会事務局 監査委員事務局 会計課	・ 他部の応援に関すること ・ 市議会との連絡その他渉外に関すること
各部課の共通業務	・ 部課内の連絡調整に関すること ・ 所管施設の復旧及び所管業務の遂行に関すること ・ 所管業務に関連した国民保護の準備に関すること

※各部課等間の調整は、国民保護担当課（防災課）が行う。

※市対策本部における各課の業務については、

「第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等」を参照。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、印西地区消防組合（以下「消防組合」という。）及び市当直との連携を図りつつ、速やかに市長及び防災担当に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課（防災担当課）職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当（防災担当）職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常時携帯し、電話・印西市緊急情報発信システム（防災メール）等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当（防災担当）職員が、交通の途絶、当該職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のように順位を定める。

【市対策本部長の代替順位】

名 称	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
市対策本部長 (市長)	副市長	教育長	総務部長	企画財政部長	市民部長

(6) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保等

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左の内容		担当部課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する こと。 (法第81条第2項)	生活必需品・避難施設 関連	総務部総務課
		医療救護関係	総務部総務課
	特定物資の保管命令に 関すること。 (法第81条第3項)	生活必需品・避難施設 関連	総務部総務課
		医療救護関係	総務部総務課
	土地等の使用に関する こと。(法第82条)	避難施設関係	総務部総務課
		医療救護関係	総務部総務課
	応急公用負担に関する こと。 (法第113条第1・5項)		総務部総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、 115条第1項、123条第1項)		総務部総務課
不服申立てに関する こと。(法第6条、175条)			総務部総務課
訴訟に関する こと。(法第6条、175条)			総務部総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、印西市行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市の組織の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防組合との連携を図りつつ当直等の強化（民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行う。

5 消防機関の体制

(1) 消防組合及び消防署における体制

消防組合及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防組合、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防組合及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防組合及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防組合及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を以下のとおり定める。

【消防団員の参集基準】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 消防団員は、事態等発生を知ったときは自主的に指定された場所に参加する。○ 消防団員は、招集の伝達を受けたときは速やかに指定された場所に参加する。○ 事態等発生時に市内にいない団員、負傷又は疾病療養中の団員、家族の看病又は介護中で招集により著しく支障を来す団員は、招集の対象としない。 |
|---|

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市区町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の存り方について定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第3条、第4条)

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市区町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設ける等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用する等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 印西警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、印西警察署と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結

されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互の連携を図る。

※近接市町の連絡先は資料編に記載。

(2) 消防機関との連携体制の整備

市は、消防組合に対し、消防本部・消防署及び消防団（以下「消防機関」という。）の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により消防応援協定等を見直しを行うことにより、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 国民保護計画の作成等における連携

市は、国民保護計画を作成又は変更するために必要があると認めるときは、指定公共機関等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(3) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、市内医療機関等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、市内の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(4) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【協定例】

- 医療救護活動に関する協定
- 歯科医療活動に関する協定
- 医薬品等の供給に関する協定
- 市防災行政無線の利用に関する協定
- 応急生活物資等供給の協力に関する協定
- 防疫及び倒木撤去活動の応急活動協力に関する協定
- 電気設備の応急出動協力に関する協定
- 技術者派遣に関する協定 など

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第156条)

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、地震、風水害等の自然災害及び大規模事故災害時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮する。

※非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルート多重化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

（根拠・参照法令：国民保護法第8条、第47条、第94条、
第95条、第126条、第127条）

1 基本的考え方

（1）情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を、国民保護担当課（防災担当課）を中心に整備する。

（2）体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多重化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・県と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
--	---

※ヘリコプターテレビ伝送システム：ヘリコプターに搭載したTVカメラで地上の災害現場の状況などを撮影し、地上に電送するシステム

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える。

(2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、同報系防災行政無線等の的確な整備・運用を図る。

(3) 印西警察署との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、連携を密にし、印西警察署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、担当部署・担当者、電話番号等を把握・整理する。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、国

民保護法の啓発や先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答のその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民(負傷した住民も同様)<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所(郵便番号を含む。)⑥ 国籍⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)⑧ 負傷(疾病)の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答(①～⑪)の希望⑬ 知人からの照会に対する回答(①⑦⑧)の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表(①～⑪)の同意2 死亡した住民
(上記①～⑦に加えて)<ol style="list-style-type: none">⑮ 死亡の日時、場所及び状況⑯ 遺体が安置されている場所⑰ 連絡先その他必要情報⑱ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答(①～⑦、⑮～⑰)の同意 |
|--|

(2) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関との連携

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関との連携を図る。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の存り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

(根拠・参照法令：国民保護法第42条)

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング、eカレッジ等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】<https://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、消防及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防組合、印西警察署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ トリアージ訓練及び応急処置訓練
- ⑤ 通信訓練
- ⑥ 消防訓練
- ⑦ 交通規制訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町内会等、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、印西警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて、必要な事項について以下のとおり定める。

1 避難に関する基礎的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、市の地図（住宅地図）、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 市の地図（住宅地図）
- 区域内の人口分布
- 区域内の道路網・鉄道網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト（データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 医療機関のリスト
- 関係機関（県、近接市町、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 近接する市町との連携の確保

市は、市区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、県内外の近接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、福祉班は避難誘導を迅速に実施できるよう、職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、

市は避難行動要支援者の名簿情報について、市地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

（４）民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

（５）学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

【平素、住民に期待する取組み】

- 地域内の危険箇所の把握
- 最寄りの避難施設を把握し、経路を確認
- 食品、飲料水（１人１日分の最低必要量 $3\frac{1}{2}$ ℓ）最低３日、推奨１週間分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常用持出用品を準備
- 家庭で対応措置を話し合い、家庭内での役割分担、避難や連絡方法をあらかじめ定めておくこと
- 高齢者、障がい者、乳幼児等がいる家庭では、情報伝達、避難などの方法をあらかじめ定めておくこと

【平素、自主防災組織等に期待する取組み】

- 地域内の危険箇所の把握
- 最寄りの避難施設、経路を周知
- 情報の収集、伝達の方法と系統の確立
- 役割分担等の決定
- 国民保護の意識啓発活動の実施
- 地域内の高齢者、障がい者等の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくことなど（その際、個人情報の取扱いには十分注意すること）

【平素、事業所等に期待する取組み】

- 事業所内の危険箇所の把握
- 最寄りの避難施設を把握し、経路を確認
- 情報の収集、伝達の方法と系統の確立
- 従業員の食品、飲料水（１人１日分の最低必要量 $3\frac{1}{2}$ ℓ）最低３日、推奨１週間分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常用持出用品を準備
- 従業員で対応措置を話し合い、事業所内での役割分担、避難や連絡方法、来客等の避難誘導方法などをあらかじめ計画、周知しておくこと
- 高齢者、障がい者、乳幼児等がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ定めておくこと

２ 避難実施要領のパターンの作成

（根拠・参照法令：国民保護法第６１条）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、印西警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期

の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

（1）県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

（2）基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

（根拠・参照法令：国民保護法第71条、第79条）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

（1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【把握しておくべき運送業者の輸送力及び輸送施設に関する情報】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none">・ 保有車両等（鉄道・定期・路線バス等）の数、定員・ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none">・ 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）・ 鉄道（路線名、起点・終点、路線図、管理者の連絡先など） |
|--|

（2）運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

（根拠・参照法令：国民保護法第148条）

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

(根拠・参照法令：国民保護法第102条)

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の存り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、消防組合、印西警察署等との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(根拠・参照法令：国民保護法第142条、第146条)

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市区町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 備蓄の普及啓発

市は、市内の事業所、住民などに対し、事業所での食品等の備蓄、各家庭における最低3日、推奨1週間分の備蓄などを普及啓発する。

(5) 備蓄に係る留意事項

食品の備蓄に際しては、食生活の多様化や高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮するとともに、アレルギー対応などきめ細やかな対応に努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(根拠・参照法令：国民保護法第142条)

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物に関する資料等について、既存のデータ等を活用し、バックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 要配慮者等の支援体制の整備

高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人等など、いわゆる要配慮者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障がいがあるため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 要配慮者に関する配慮

市は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- ① 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- ② 生活支援のための人材確保
- ③ 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- ④ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- ⑤ 病状あるいは障がいの状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- ⑥ 避難施設又は居宅への必要な資機材の設置又は配布
- ⑦ 避難施設又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ⑧ 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入れ要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとなっている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

3 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるとされている。

4 外国人に対しての配慮

市は、県と連携し、語学ボランティアの協力を得て、外国人に対し武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

第6章 国民保護に関する理解の促進と啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する理解の促進や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する理解の促進と啓発の存り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する理解の促進

(根拠・参照法令：国民保護法第43条)

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、大きめの文字や音声、点字、外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

【住民への普及啓発の種類・内容】

- 国民保護法の普及啓発
- 国際人道法、有事における民間人の保護の普及啓発
- 市、県、その他関係機関の役割の普及啓発
- 避難施設の周知
- 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及啓発
- 警報、緊急通報等の普及啓発
- 国民保護措置における強制措置及び任意の協力に限られる事項
- 国民保護における基本的人権の尊重、権利侵害に対する救済措置 など

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(根拠・参照法令：国民保護法第98条)

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防組合などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

